

議 長 日程第8「議案第30号令和6年度松田町下水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号令和6年度松田町下水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和6年度松田町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1)接続件数、4,000戸。(2)年間有収水量、94万立米。(3)1日平均有収水量、2,575立米。(4)主要な建設改良事業、庶子2号マンホールポンプ1号ポンプ更新工事、330万円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町一般会計から長期借入金1,000万円を借り入れる。

収入。第1款、下水道事業収益2億4,489万1,000円。第1項営業収益1億608万5,000円、第2項営業外収益1億2,880万5,000円、第3項特別収益1,000円。

支出、第2款、下水道事業費用2億6,813万1,000円。第1項営業費用2億4,784万8,000円、第2項営業外費用1,874万9,000円、第3項特別損失153万4,000円、第4項予備費0円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,844万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする)

収入、第3款、資本的収入4,620万円。第1項企業債4,610万円、第2項負担金10万円。

支出、第2款、資本的支出1億2,464万3,000円。第1項建設改良費1,955万9,000円、第2項企業債償還金1億508万4,000円。

1 ページおめくりください。(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、下水道事業。限度額4,610万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内。ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府その他金融機関の資金について、その融資条件による。ただし、据置き期間及び償還期限を短縮、もしくは繰上げ償還または低利に借り換えることができる。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(議会の議決を得なければ流用することができない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費520万1,000円。

(他会計からの補助金) 第8条、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は6,326万3,000円である。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。  
環境上下水道課長 それでは御説明いたします。

458ページをお願いします。企業債につきましては、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や、特別措置分などの準建設改良起債、庶子2号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金等に充てるものでございます。

少し飛びまして、472、473ページをお願いします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出の収入です。款1、下水道事業収益、項1、営業収益、目1、下水道使用料につきましては、受益者負担の原則にのっとり、公共下水道に接続されている皆様よりお支払いいただいた下水道使用料を集計したものです。令和5年度の実績と見込みにより、前年度予算額とほぼ同額としております。目4、その他営業収益につきましては、松田町の登録いただいている指定工事店責任技術者の新規更新に係る登録手数料でございます。項の2、営業外収益、

目3、他会計負担金につきましては、一般会計からの繰入金で、元利償還金の減により、前年度対比1,336万9,000円の減としております。目6、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

474、475ページをお願いします。支出です。公共下水道事業の維持に係る費用や日常的な業務委託でございます。款の2、下水道事業費用、項1、営業費用、目1、管渠費につきましては、施設管理費用に係る委託料では、下水道流量計やマンホールポンプの保守点検や清掃に係るものでございます。目2、総係費につきましては、職員給料など、一般事務関係の費用でございます。

476、477ページをお願いします。節16、委託料にある下水道使用料徴収事務委託料につきましては、下水道使用料の入金消込処理などは上水道事業の事務に含まれているため、徴収に係る費用について上水道事業会計へ支出するものでございます。節28、負担金の公営企業会計システム負担金につきましては、令和6年度より新設された公営企業会計システムをクラウド設備で使用するための負担金でございます。目3、流域下水道管理運営費負担金につきましては、酒匂川流域下水道の維持管理に係る負担金でございます。目4、減価償却費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出のための留保資金となるものでございます。項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、公共下水道の管渠敷設などの事業に対する企業債利息121件分の償還金でございます。目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料等の収入に含まれる消費税…下水道使用料の収入に含まれる消費税でございます。項3、特別損失につきましては、企業会計の法的化全面適用に初年度のみ発生する費用でございます。

480、481ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項、目ともに企業債につきましては、世代間における維持管理に係る負担額を平準化させる資本費平準化債や特別措置分などの準建設改良起債、庶子2号マンホールポンプ更新工事、酒匂川流域下水道事業建設費負担金等についての起債でございます。

482、483ページをお願いします。支出です。款の4、資本的支出、項、建設改良費、目、管路建設改良費につきましては、汚水管渠清掃委託料などの資産維持や取得に係る費用でございます。節22、工事請負費につきましては、主に庶子2号マンホールポンプの更新工事に係るものでございます。目2、流域下水道建設費負担金につきましては、主に下水処理に必要な施設の改良等に係る工事や委託でございます。項、目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金105件分の償還金でございます。

なお、464ページから470ページにキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、注記を、484ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 先ほどのですね、寄簡易水道事業のところでも企業会計化したということと同じ形でですね、下水道事業会計のほうもですね、企業会計化になったというところで。同じくですね、第3条の中で下水道事業会計におきましては、こちら一般会計からですね、長期借入金1,000万円を借り入れるという説明がありました。この1,000万円はですね、やはり赤字になるということで、先ほどの寄簡水とですね、比較をして、460ページ、61ページの収益的収入と収益的支出のところのですね、差をですね、その赤字分として捉えればいいのか、それに対する補填としての1,000万円ではよろしいかどうか1点目です。

また、その2点目としましては、返済、その1,000万円の返済に係るですね、借入れの返済の条件。先ほどの寄簡易水道会計と同じような、企業会計と同じような条件なのかということと。

ここで下水道事業会計も企業会計化した当初から1,000万円の借入れをするということで、7年度以降の、赤字なのかどうなのか、その辺の傾向、考え方について3点お願いをしたいと思います。

環境上下水道課長 まず先に、元利償還金…返済の件につきましては先ほどと全く同じで、元利

均等払いの5年据置き10年返済、利率は財務省ということで同じ設定にしております。

一般会計、こちらはですね、先ほど460と461ページの差ということなんですが、こちらにつきましては、簡易水道のほうは前年度繰越金がほとんどないんですが、下水道のほうに関しましては前年度繰り越す金額がございますので、それでこの金額、ここの差がイコールというわけではないということで、繰越金の金額も踏まえた上で、1,000万で事業展開ができるような形で予算化させていただきました。

今後の見込みにつきましても、令和7年度の時点になってみなければ分からないので、その時点で考えていくというような形になります。以上です。

9 番 井 上 1点目はですね、寄簡易水道と同じ条件ということで、10年、5年据置きということで理解をしました。

赤字のほうは、460、61だと2,400万ぐらいになるんですかね。1,000万繰入れなんだけども、繰越金で補填をされるということで、ちょっと予算書的にはですね、その繰越金というのは出てこないのか。それはその令和5年度の特別会計予算の繰越しなんで、それはもう基本的にもうその令和6年度の事業会計予算の中には収入として、予算として見るんじゃないかと、もう繰越しした財源として見ているので、そこの部分というのは、この予算書の中には出てきていないのかどうか、そこをですね、お願いをしたいと思います。

3点目のほうはですね、やってみないと分からないというふうな回答だったのかなというふうには思いますが、やはり、先ほどもですね、料金値上げを検討していかなければいけないというふうな回答はですね、課長のほうから出たと思います。下水道事業会計についてはその辺どうなのか。課長が回答できなければですね、町長のほうに今後の下水道利用料の見込みについてですね、お願いをしたいと思います。

環境上下水道課長 先ほどのですね、1,000万のところなんですが、466ページに貸借対照表というのがございますが、この中で2の流動資産のところに、(1)現金預金1,000万というのがございます。この金額があるんで、1,000万ぐらいあれば何

とかなるというふうなことで合算したところで、1,000万を借り入れれば事業運営ができるということで判断いたしました。

今後の点につきましては、ある程度のその推計みたいなものは作ってるんですが、それによってですね、変化するので、今の…それによって変化するので、今の時点では、言えるのは、1点だけ言えるのは、今の下水道会計は、新たに起債で借り入れるものよりも起債の返済のほうが大きいんで、そういう意味では、多少は水道会計よりは苦しくないというような状況の影響はあります。ただ、そういうところを…（「どっちの会計。」の声あり）はい。（「寄の水道会計というもの。」の声あり）そうです。簡水ですね。そういうところがあるので、下水道会計の起債に関しては償還金のほうが大きいんで、多少そういうところは大丈夫だということはあるんですが、だからといって、今後も安全かということ、そういう状況でもございませんで、まずは水道のほうを至急考えた上で、下水のほうも当然審議会のほうでこの辺は検討をしてみたいと思います。以上です。

9 番 井 上 繰越金の関係はその466ページの流動資産の中での動きで、その1,000万円に対する不足分というのは対応できるというのは理解ができました。

あとですね、料金的には公債費のほうが大きいのでということですがけれども、年々ですね、公債費の借入れの本数というのは減るかもしれないんですが、ただ、基本的には元利が均等償還なのでね、ある程度の公債費を返還をしていくというのは、額的にはそんなに急激には減らないのではないかなと私は推測をします。ですので、その辺がですね、またこの下水道事業会計予算もですね、特別会計のほうに付託をされるというふうに理解しておりますので、そこで細かい説明なりをですね、していただけたらというふうに思います。まずその前に、町長のほうでですね、その下水道事業会計が企業会計化になったと同時にですね、赤字として一般会計からの借入れをします。今後の料金値上げについて、どう考えていくのか。なかなか、収益を増やすといってもですね、やはり料金値上げしかないのではないかとということ踏まえまして、町長の見解をお伺いをいただきたい…お願いをしたいと思います。

町

長 まず、キャッシュ・フローの計算書を見れば大体一目瞭然ですよ。どのくらい赤字になって、どういうふうな格好でお金が回っているか。多分ここからちゃんと特別委員会でちょっと説明させますので、多分、その見方から多分教えないと、多分今みたいな何かよく分からない議論になっちゃうのかなって気がします。ですので、下水道だけ見ると、1,000万借入れしなくたっていいわけですよ、このキャッシュ・フロー見れば。ただ、現金が途中で足らなくなるんで、借り入れとかないと回っていかないから1,000万借りるというふうな計算になっている状況だということだという、キャッシュ・フロー図見れば、もう分かっている人が見ればすぐ分かる計算なんですね。

あとですね、今後の事業見込みの話…事業というか、今後の下水道事業の話ですけども、もう御存じのように、この敷設をしてもう数十年というふうな状況たっています。そのときのルールからすると、敷設をする…の分の、分は町が見ましようよというふうなところからスタートをしている現状であるので、町からずっとこう補填をしているわけなんですけど、これから新しくランニングだとかしていく分については、これはもう、これもまた原則論、皆さん方に理解をしてもらわなければ、受益者負担。要は、利用料としてお金をもらっているというか、使用料でお金をもらってるので、使用者が負担をするということなんですね。これ税金とは違うものですから。これは本当に人が減れば減るほど、この間の議員さんの質問の中で、ちょっと分かりやすくということでは、割り勘という形で、人数が減れば減るほどかかるお金に対する割り勘効果が出てこなくなっちゃう。そうすると、おのずとこの下水に関しては値上げをしていかなきゃいけない時期が必ず来るのはもう間違いないです。これは長い目で見れば見るほど。ただし、我々がその間やらなきゃいけないのは、割り勘効果が下がらないように、人口を増やしたりだとか、住む人たちを増やす、そういった格好で、負担が増やさないように努力をしていかなきゃいけないことがあります。だから一時的にはちょっと負担が一旦増やす時期も来るのはもう見えますけども、そうならないように努力していかなきゃいけないというふうな感覚です。ですので、必要な額、要は維持管理、持続可能

な事業を計画…契約していくためには、時によっては値上げをするときに必ず来るのではなかろうかというふうに考えています。以上です。

9 番 井 上 町長のお考えは理解はしたと思います。先ほどのキャッシュ・フロー等ですね、部分の説明、今までの特別会計から企業会計化をしたということでの説明等はですね、また特別委員会の中で分かりやすくですね、説明をしていただくことをお願いをいたします。その中でですね、今おっしゃられましたその、できましたらということですね、お願いなんですけれども、その下水道料金値上げのシミュレーションみたいなものが提示されればですね、幸いかと思います。以上で終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきまして、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することと決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。本日はお疲れさまでした。なお、午後1時から予算審査特別委員会を開催いたしますので、委員長の指示に従ってお願いいたします。

12日(火曜日)は、午前10時から議会タブレット運用推進特別委員会、午後1時から産業厚生常任委員会を開催いたしますので、各委員長の指示に従ってください。13日の水曜日は、午前9時から予算審査特別委員会を開催いたしますので、委員長の指示に従ってください。14日の木曜日は、午前中は委員会予

備日となっておりますので、各委員長の指示に従ってください。午後2時より本会議を開催いたしますので、議員の皆様は定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日はお疲れさまでした。

(11時54分)